

○議長（武石善治） 次に長井直人君の発言を許します。2番 長井君。

○2番（長井直人） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので質問に入らせていただきたいと思います。

まず、1つ目の質問ですけれども、役場各窓口での職員の対応の徹底と効率化について質問させていただきたいと思います。

職員の窓口や庁舎内外での対応や挨拶については、これまでも一般質問や常任委員会等で何度も指摘されており、3月議会でも新規採用の職員への指導を含めてお願いしたところでした。村長初め当局担当課長も周知を図っているとは思いますが、未だに徹底されていないのが現状であります。行政サイドとしてどのような指導を行っているのか疑問が残ります。

昨年には上小阿仁プロジェクトの開催に合わせ、講師を招いて接遇の講習会を行っています。プロジェクトの評価の中では講習に成果が活かされていたとうコメントもありましたが、イベントが終ればそれで終了ではないはずであります。日常業務の中で活かされてこそその成果であると考えます。そのへんの周知徹底が甘いと感じます。村長はどうとえていらっしゃるでしょうか。

私の見解では、電話の応対や窓口、村内外での挨拶や対応のきめ細かさは、行政サービスの一貫であると認識しております。特に、役場を訪れる方に対する挨拶は、村民に限らず誰においても最低限の礼儀だと思います。役場に来る方はごくごくまれかと思えます。誰もが。必要があるからこそ役場に行くのです。行きたくて行くのではなく、行かなければならなくて行くのです。その認識の違いが大きく最も大事なところだと思います。今一度、来庁される方々への配慮ときめ細かな行政サービスの徹底をお願いしたいと思います。

併せて、窓口対応の強化と効率化のために総合窓口の設置について検討してみたいかがでしょう。

近年では、庁舎内システムのIT化により各課の情報等もオンラインで結ぶことが可能になり、証明書の発行や諸手続きについても1つの窓口で効率よく行えるように改善することも可能になりました。大きな市や町では、庁舎内を行ったり来たりしないで済むように総合窓口を設置してより住民に優しいサービスを行うところも増えてきております。また、その副産物として職員の業務の効率のUPや経費の節減、庁舎内資料としての証明書の無書類化まで行い、効率が出ているところもあるようです。

我が村でも超高齢化社会の先進地として、お年寄りに、村民に優しい行政サービスを行えないものでしょうか。役場へ行く人の必要な用事が窓口1つでできるような総合窓口の設置は検討する価値があるように思うのですが、いかがでしょうか。ご答弁お願いします。

○議長（武石善治） はい、村長。

(中田吉穂村長 登壇)

○村長(中田吉穂) 長井議員のご質問にお答えしたいと思います。

各種の研修等によって、挨拶やマナーの指導を受させてきておりますが、このような形でご指摘を受けることは、実践が伴っていないということで、大変残念に思っております。課長会議等でも挨拶の励行について話をしながら、挨拶に関する標語を職員から募集し、42点の中から入賞作品について各課の目につくところに貼り心がけをさせてきております。

また、総合窓口の強化についてのお話もございました。玄関正面の住民福祉課の窓口に10数年前から総合窓口案内のプレートを設置して、来庁者への利便性に努めてきております。役場を訪れた来庁者がまごついている時には積極的に声をかけ、担当窓口へのご案内をいたしております。しかしながら、ご指摘もありますので、気付かない点を反省し、住民サービスの向上のために職員教育をさらに強化してまいりたいと思っております。

今日の日本経済新聞のコラムの中に、職員教育といいますが、挨拶ということが載っておりました。業績が落ちた和菓子屋さんが、どうしたら業績を伸ばせるかということで、徹底的にビデオつけまして、従業員の行動を見て、そして悪いところを指摘して直していく、業績はますます悪くなった。なぜでしょうか。それは、やはり人は悪いところを指摘されれば、ムードが悪くなるわけです。職場のムードも悪くなります。褒めて伸ばしてやるという方法の方がいいのではないのかなと、もし、長井議員が、いろんところで気が付いたら教えてもらえれば、それなりに職員は気が付くと思いますし、今、こういう点はおかしいのではないのかな、こういう点はこうしたらいいです。よくないかなと、そういうこともできると思います。指摘するのと伸ばすのとは、私は違うと思うのです。

今まで、どうもこの役場に入って一番感じていることは職員の提案する、そういうものが少ないわけです。とういうことは、余計なことは、もしかしたらするなというふうに教えられてきたのかな。余計なことをすれば問題が発生したときに、上司が責任を取らなければいけないということになるわけです。そうしたことが、長年の、この形として残ってきたのかな。本当にいろんなことを考え、村がこういう状態ですので、何でも考えられるし、参考にできるわけですがけれども、なかなかそうした新しい考え方、新しい提案がなされてこないということで、私は、できるだけ職員の自主性を重んじながら、そして、悪い面は課長会議で、住民からの声は、課長会議で課長に伝えていくという形をとっております。ただ、最高責任者として至らない点もあると思います。そういう面は村民にお詫びを申し上げたいと思います。

○議長(武石善治) 2番 長井君。

○2番（長井直人） ご答弁いただきました。役場内でも挨拶に関する標語を募集し、周知を図っているというようなことで職員にも意識的なものはあるのかなというふうに感じられます。そしてまた、窓口でもまごついている方がいれば積極的に声かけサーブを図っているというようなこともお話をいただきました。ただ、実際そういうような形で動いているのかなというところです。全ての方に対して同じような形で対応をできているのかどうか。以外と職員の知っている方と知らない方での対応が違っていたりとか、そういった部分でいろいろ話も聞えてくるのが現状です。

また、この窓口でまごついている方に、ではすぐに対応している部分、私、役場にそうショツチュウ来るわけでないのですけれども、あまり見かけた記憶がありません。どちらかというと、わりと玄関を見る職員が決まっています。仕事ですのでなかなか全ての職員の方が確認するまたは対応するということとはできないと思いますけれども、やはり挨拶をする方、しっかり対応できる方というのが偏っているような気がします。そういった部分もありますし、その方が誰か職員に対応した、誰かが住民に対応していると、他の方がおざなりになったりというような部分が結構あるような気がいたします。

そういった部分もありますので、職員間の周知徹底また職員が集中して業務を行うためには、そういった総合窓口等での一括した対応等、そういったものも必要なのではないのかなというふうに感じますので、あえて提案させていただきました。

受付での形で、そこに行けば必要な課を案内してもらえるとというようなところでもいいとは思いますが。できれば、その窓口で全ての軽微な用事は足せるような形でシステム化できれば一番いいわけではありますけれども、経費面または費用対効果の部分もあろうかと思っておりますので、それは今一度検討の余地はあろうかと思っております。

また、村長、村長就任時に全職員から出していただいた笑顔の写真、それは、今日までの日常業務の中で果たして活かされているのでしょうか。

新規採用の職員にも出していただいていますか。

何のための笑顔の写真なのか、笑顔どころか挨拶ひとつもない職員も中にはいらっしゃいます。本当に一部の職員かもしれません。中にはきちんとできている職員もいるのです。周知徹底しないと、そういった職員も一緒のような形で扱われて非常にかわいそうであります。まずは、村民や役場に行く方々が違いを感じ取れるぐらいの劇的な変化が、役場庁舎内で必要ではないでしょうか。それ程の変化かないとなかなか職員の対応の変化に気づいてもらえないのではないのかなというふうに思います。

5月21日の課長会議でも出川教育長がおっしゃっておられます。「上小阿仁♯

プロジェクトの内容も大事ですが、迎える側の笑顔で迎えるおもてなしも大事である。」、ということで、課長会議でお話しております。やはり、この気持ちが大事だと思います。上小阿仁プロジェクトを例にお話しておりますが、普段の日常業務からその気持ちを大事にして対応していただきたいものだなというふうに思いますので、よろしく願いしたい思います。いかがでしょうか。

○議長（武石善治） はい、村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） 就任早々に笑顔の写真を求めました。そして、笑顔での対応は職員に義務付けました。ところが、どっこいその笑顔の写真というのは、今まで慣れていないものですから、皆が皆、笑顔の写真にならなかったわけです。それで、この人は取り直しというふうな方向でやろうと思いました。しかし、これは強制できないわけです。私の気の済むような顔をつくれと言っていることではないのかな、私は、そこで反省をしまして、これは笑顔の対応ということの基本にすればいい。そういう意味で、まだ私のパソコンに全職員の、退職した職員の写真まで入っています。新しい人にはまだもらっておりません。ただ、笑顔で対応することはものすごく大事です。そして、接客の基本だと思います。

議員のおっしゃるとおり。しかし、山形県の旅館の女将さんの言葉に元気で笑顔で迎えましょうと。そういう訓練をしてきたところ、お客さんから、つらい立場で今日はしょうがなく泊まっているんだよ。あんまりそういうふうになればつらいんですよと、そう言われた。ですから、その仕草を見て挨拶とか声の大きさとかを心がけるようにしていますと。ですから、役場に来る方もお亡くなりになって死亡届を出すに来る方もおられます。この村はかなり多いですから。そういう方に対しては、聞えるか、聞えないかの小さな挨拶になってしまうかもしれません。まさか元気のよい明るい対応というわけにもいきませんと思います。

いろいろな意味でご批判もあると思いますし、私も、それなりに気をつけながら職員を見ております。いろんな意味で、挨拶ひとつをとってもこういった深いものがあるということを、私は思っております。役場を訪れる方にとって、働く私達は役にたつ、そういう姿勢をつらぬいて頑張っていきましょうというふうな形で、今年の正月でしたかの訓辞でも話しておりますし、そういった意味で、まだまだ浸透しきれない面はたまたまあると思いますけれども、これを機会にさらにまた職員教育をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（武石善治） 2番 長井君。3回目の質問になりますので、4回にならないように、長くやってください。

○2番（長井直人） ありがとうございます。笑顔の写真の件、お話いただいたのですけれども、これは村長就任時の村長の活動でしたので、あえて指摘させていただきました。当然、笑顔で対応していただければありがたいことではあるのですが、やはり、さらにその上をいくとなればその来庁された方々の様子を見て対応するというようなことも非常に重要なことでもないのかなというふうに思います。また、そうならなければ非常にありがたいなというふうにも思います。できるだけそういった対応できるようにご指導いただければありがたいなというふうに思います。

そしてまた、村長からは、人は悪いところを指摘されるとムードが悪くなるということでお話いただきました。いいところを褒めて伸ばすということで、これは実際今の子ども達の指導の仕方が、こういうような状況になっています。あまり悪い部分を指摘しないで、いいところ褒めて褒めて伸ばすような形で成長させるというような形になっているのも現実です。ただ、特に役場の窓口等での対応になりますと、側にいて見ている方がいないと、それも褒めてあげられないというような部分があります。そうすると、担当課長の方々の目が届いているところでない把握しきれない部分があるかと思いますので、そうではなく、誰もが見ていなくても、そういった対応ができるような指導を心がけていっていただきたいというふうに思います。

これは、なにも対応が悪くてご指摘申し上げているわけではなくて、どこの庁舎、自治体に行ってもそういった方々はいらっしゃると思います。やはり人はいろんな方がいらっしゃいますので、職員がそれなりの対応をしても満足されない方というのはいらっしゃる可能性もあります。一概に職員が全て悪いというわけではないと思いますけれども、そういった指摘があるうちは、やはりそういった指摘がなくなるように努力しなければならないのではないかとこのように感じますので、そういった指摘が起らないようなシステムづくりも長の仕事ではないかなと思いますので、ぜひとも、職員の負担にならないような形での配慮と指導をお願いしたいと思いますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

以上で、この質問を終わらせていただきます。

○議長（武石善治） 2番 長井君。

○2番（長井直人） 次に2つ目の質問に入らせていただきます。

行政責任者、予算執行者としての気遣いをということで、お願いのような形になろうかと思っておりますけれども、質問をさせていただきます。

3月の予算審査の時にも指摘させていただいていますが、予算を作成する上で事業内容の事前協議や事業計画の事前説明がなさすぎます。議案として上程したらからには、ことの詳細を具体的にわかりやすく説明し理解を得なければ

ならないはずであります。事業内容によっては、より改善を必要とする事案も見受けられるというふうに思われます。現に3月定例会での予算審査では、再度協議もしくはすり合わせが必要とした事業もありました。しかしながら、今定例会でも3月に協議しながら進めるとしながらも、一度の協議もないまま補正予算として上程されたものもあり、行政責任者としてどのようなつもりで提案しているのか考えさせられます。

3月も今回の6月定例会でも、定例会中の全協ということですから、どちらも議会側から説明要請した感も否めず残念でなりません。何かと忙しいのはわかりますが、行政運営をスムーズに行うためにも予算執行者としての説明義務もあるはずであります。事業計画の迅速な実現のためには当局と住民の代表である議会との相互理解を深めることこそが大事と考えます。事前の協議不足で余計な予算をダラダラと執行するよりも、より効率のよい村の将来のための予算執行のために、行政責任者、予算執行者としての気遣いをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（武石善治） はい、村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） 予算策定にあたり、もう少し事前協議を必要としないのかという対応の仕方についてのご質問でございます。

予算策定にあたり、過疎地域自立促進計画に基づいて、国、県の補助事業や有利な起債事業等を活用して、関係機関の指導等によりできるだけ一般財源を使わないで、住民福祉の向上のために対応しておりますが、案件によっては議員全員協議会等において協議を願いながら対応させていただいております。

3月議会でも福祉センターの関係、それから、こぶ杉の遊歩道の関係等ございました。そういった意味で、多分そういったことをご指摘されているのかなと思ったりもしております。

また、今回は北林孝雄さんからの萬巒郷への若者の研修等、そういった予算に関するものも含まれているような気もいたします。考えればいろいろ出てくるわけですが、協議をこちらでこう思って進めようとしても、いろいろ障害と言いますか、そういう方との協議も必要とされております。ですから、決まるまで行ったり来たりというふうな中で、日程が取れなくなっていることもございます。できるだけ議会に相談するように心がけてきておりますけれども、担当部署の方で忙しいのか、今回も風疹の問題等も、何をやっているのかと、私の方から逆に早くしなさいというふうな形で申し上げたこともございます。そういった意味で、もう少し情報提供してまいりたいと思いますので、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（武石善治） 2番 長井君。

○2番（長井直人） 村長の方もご理解はいただいているのかなという認識を得ました。しかしながら、回答の中で担当の方で忙しいのかということで、まず担当の職員もしくは担当課の責任のような形で受け取れるのですが、確かにそういった部分もあろうかと思いますが、やはり補正なり予算として提案するからには、当然そこで説明義務はあるわけで、常任委員会内でながながと、ダラダラと説明できるものではないと思うのです。補正で上げてその場でうまく説明できるのであれば、そういった提案の仕方でも結構ですが、理解を得るためにながながと説明しなければならない案件であれば、やはり事前に協議をして、提案のすり合わせしておかないと、決まるものもスムーズに決まらないというような部分もあろうかと思います。

これは村長も議員だったのでお分かりになると思いますけれども、よくこういった案件で全協を開催しなければならないと、議会方から指摘したこともあったかと思いますが。村長の方からは例を上げて説明いただきました。聞いている方々も具体的な案件が上がらないと、何のことだかさっぱりわからない部分もあろうかと思いますが、今回の補正で言えば、先ほど村長がおっしゃられた台湾の萬巒郷への研修、また、これも村長からお話がありました風疹の予防接種、また不妊治療助成事業等について、これらに関してはあらかじめ全協等でもんで、もしくは全協で話をして、風疹の予防接種の場合は早期に取り組まなければならない案件であったのではないのかなと思うのですが、周辺の自治体を見ても早期にもう対応されている自治体も多々ありました。そういった部分もありますので、こうした対応の遅れが、幸い上小阿仁でははやっておりませんので該当してないとは思いますが、この対応の遅れが、そういった方々への不備になりかねないというような事案でもあろうかと思いますが、こうしたものはアンテナを高く挙げて、早期に対応していただきたいものだなと感じております。

そしてまた、3月にも同じように質問させていただきました、かみこあにプロジェクトの件や小中学校の改修の件、また物産センターの備品購入の件など、いろいろすり合わせをしなければならない案件が多々あったのではないのかなというふうに感じられます。以前にも議会の方から指摘させていただいていますが、予算執行は予算をとったのであれば、できるだけ早めに執行していただきたいというような要望も出しておりました。そういった現状からすると、6月の今のいままでそういったすり合わせもない状況では、予算執行に遅れが生じるのではないか。何のために予算をとったのか、そういった部分もあらためて検討して早期にすり合わせをしなければならない部分、また検討しなければならない部分を検討していただき予算執行につなげていただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長（武石善治） はい、村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） お答えいたします。多分もつともつと学校の坂道の安全帯の件もあったと思います。これでできるのか、雪があつて現地を見れないというふうな形で、今、こちらの方もどうするのが一番いいのか検討をさせていただきます。また、中学校のトップ屋根の件についても、さらにもう一度、明りを片屋根でなくてももう少しいい方法がないのかということで、そちらの方にもまた検討を加えるような形で進めておりますので、そういった面が、設計図が出てきた場合には、キチット議会の方に出していきたいと。まず、どうしてもキチットした設計段階に入っていかなければ、予算取るために間に合わせという形もなきにしもあらずという点もございます。そういった面でキチットできるだけ対応できればなと思っております。なにぶん、スピード感がなければ行政は何をやっているのだと、必ずこうなるわけですので、スピード感をもってやっていきたと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（武石善治） 2番 長井君。

○2番（長井直人） 村長から答弁をいただいたわけですがけれども、予算審査で、では何をやったのかと、3月定例会の時にもそういった形でもうチョット内容をしっかり精査するべきだということで指摘させていただきましたが、本来通すべきではない部分も、委員長という立場でしたので、反対できずに多数決という形でまず通さなければならという部分もありましたが、そのかわりといつてはなんですが、その事前にすり合わせをして協議をして、全協等で早期に検討していただきたいというような要望を上げたはずであります。

やはり、そういった形で変更等も生じてきて、そうなれば当然当初予算では間に合わずに補正等も上がってこようかと思えます。今まででもあったと思うのですが、では、予算査定の時に何をしていたのかと、どういった設計をして予算を組んだのかというようなことも村長が議員の時にも指摘されていたと思えます。そういった部分もありますので、こういったところで、こういった指摘をしなくてもいいように事前に全協等を開催して早期にすり合わせをしていただきたいというふうに思えますので、いろいろ懸案事項があろうかと思えます。そういった部分も進捗状況でも結構だと思えますので、議長とも打ち合わせをしていただきまして、必要があるものであれば早期に会議を開いて、説明していただければというふうに思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

これで2つ目の質問を終わります。

○議長（武石善治） 2番、今の答弁をもらいますか。

（「いいです」の声あり）

2番 長井君。

○2番(長井直人) それでは3つ目の質問入らせていただきたいと思います。

かみこあに観光物産株式会社の運営についてということで、お話をさせていただきますが、先ほど支配人の業務内容については、伊藤議員より説明もありました。そしてまた、今後の方向性ということでも、伊藤議員より質問がありましたので、私の方からは重複しない点について質問していきたいと思っているのですが、まずさきに村長の発言について確認をさせていただきたいと思っています。

1点目は3月定例会時の発言で、当時の課長や職員の方や議員の皆さん記憶にも残っていると思いますけれども、観光物産館の周りのケヤキの木を剪定していたときの話になります。村長は、議員の前で「誰の許可を得て切っているのか、俺は聞いていない、どこの所有の木なのかわからない。ちゃんと許可をもらって切っているのか。」と声を大にしておっしゃっていました。

2点目は、4月に観光物産に商品を出している生産者の方が、商品の撤去を命じられた件についてであります。社長である村長が駅長に対して話した内容についてですが、これは駅長の方から確認をさせていただきました。税金の滞納者のものをどうどうと置いておくというのはどういうことだ。おくべきではない、とおっしゃったと駅長から伺いました。その後、社長命ということで具体的な理由も告げられず、その生産者の商品は撤去させられました。

この2つ発言について、間違いがないか確認したいと思いますが、お答え願いますでしょうか。

○議長(武石善治) はい、村長。

(中田吉穂村長 登壇)

○村長(中田吉穂) 1点目の街路樹の関係ですけれども、あれは剪定とは言えないと思います。そういった意味で、皆さんも気がついていると思いますけれども、木の剪定というのは、木がどのように役にたつか、きれいになるか、そしてキチットと自分の役割を果すかというのが木の剪定だと思います。あれは剪定とは申しません。ですので、そういった形で、これはおかしくないかというふうな形で申し上げたことでございます。

2つ目に関しては、これは社長として言ったわけで、村長として言ったわけではございませんので、職員にもはっきり申し上げて守秘義務というのが、どうも全然わかってないということが、これではっきりとするわけです。やはりお客さんのことに対する守秘義務が何もおきていないということがわかります。私は社長として、やはりキチットした税金を滞納していても、それでは果たしてその人が調査すればわかるのですけれども、売り上げまして申告をなさっているのかなということも調査しなければならないわけですが、今は、村

長としては、本来であればこちらの方に居て話したことでなくて、そしてまた、玄関においてお客さんが一番入る玄関につまれても、怪我をするそうした状況下にあったということもわかっていただきたいなと思います。

○議長（武石善治） 2番 長井君。

○2番（長井直人） お答えいただいたのですが、発言が適当であったかどうかということで、言ったか言わないか、お答えしていただければよかったです。どうも論点がすりかわってはっきりとした回答は得られてない気がするのですが、前者においては、当時の課長の人たちも、また議員の皆さんも聞いていますので、僕の聞き違いでなければ、この言葉に間違いはないというふうに思います。

村長からは、はっきりそうだとはいわれておりませんが、まず、剪定とは言えないというようなことでお話がいただきましたので、剪定じゃないから、剪定とは言えないから、こういうふうに言ったというようなふうにとっていいのかと思いますけれども、まず、そういったような回答ということです。

2点目については、社長として言ったということで、職員の守秘義務云々について村長自身がお話をされましたが、これは駅長に守秘義務云々というよりも、社長である村長自身の守秘義務に疑いがあるのかと、僕は思うのですが、私、これなぜ駅長に確認したかと言いますと、生産者の方から相談がありました。理由も告げられず、村長命で撤去してくれということで言われたということで、その後、たまたま副村長が議会の方に上がってこられましたので、副村長の方にこういう案件があったらしいのですけれども聞いていますかということで確認をとりました。その時、副村長は聞いていないということで、チョット確認してみるとということで対応していただきました。その後、こともなげにまた置いてもいいようということで置かせていただいたということで、生産者の方は喜んでおりましたけれども、ただ、これまで置いていたものが、駅長の解任問題と同じ時期に撤去されたということで、そもそも、この生産者の方の商品が出たのが、その駅長さんの配慮というか、駅長さんを通じて出した経緯もありましたので、何かそこに因果関係があるのかなというような部分があって、チョットおかしいのではないかとということで確認を取らせていただきました。

そもそも、税金の滞納者というのは、長でなければ知りえない情報または職員でなければ知り得ない情報であります。それを一会社と申した村長が、一会社の駅長に話をしているものかどうか。駅長の守秘義務を問うよりも、村長としての守秘義務を問われるのではないかと、いうふうに思うのですが、いかがでしょうか。

それと、1点目のこの剪定の件ですけれども、これについても、当時、本当

に村長は知らないだろうなというふうに私も思いました。しかしながら、駅長に確認しましたら、その剪定をしたいということで村長にも相談にも行っているそうでありまして、最初、森林組合の方相談に行ったそうです。森林組合ではやっていないということで業者を紹介していただいたそうであります。その業者さんから見積りをもらって役場の方に持って行くと、村長からは高すぎるということで言われて、業者の名前を上げてそこに頼んでみるということで言われたそうであります。その時にあすこのケヤキも村の所有であるということを確認しているそうであります。であれば、3月議会の時に、なぜこのような発言が村長から出たのか。確かに、正式には許可してないのかもしれませんが。でも、駅長に対してこの見積りでは高すぎる、あすこ業者に相談してみろ、あすこだったら安くやってくれるはずだということで話したとなれば、駅長はその時点で社長の許可を得たと認識してもおかしくはないのかな。非常に曖昧ですけども、その言葉のやりとり、文書でどうこうしているわけではないので、非常に難しいところもあるのですが、そういった認識の違いもあって、ああいった作業になってしまったのではないのかなというところも否めないわけでありまして。

そこで、この件に関しては、実際に村長はわかっているにも関わらず誰の許可を得て切っている。俺は聞いていない、どこの所有の木なのか、ということで村の木なのだということはわかっていたはずなのです。総務課長もわかっていたはずなのですけれども、そういったことで議会の場で、正規の常任委員会の場ではないのですが、休憩中ではあるのですが、虚偽の発言をされているわけなのです。これでいいのかどうか、という部分もあります。

それと併せて、今回の駅長の解雇の件であります。先ほどの言葉を借りれば、村長は、会社のことであり社長としては答えられないということでおっしゃるかもしれませんが、村100%出資の会社でありまして、社長として中田吉穂個人での登記になってはおりますが、村長に就任したことで観光物産株式会社の社長になることから、村出資の会社についての質問であって、村民ないしは議員の質問に対して可能な限り答える義務があるかと思えます。これを見解の相違だとおっしゃるのであれば、本当にそれでいいのかどうか。長として説明義務がある。そういうものに対して見解の相違だということで説明しないという姿勢はいいのかどうか。あくまで、個人であり一企業とするのであれば村長の兼業という形になるのではないのかな。そういった部分もありますので、やはり認めるところは認めてある程度説明義務をはたしていただければというふうに思いますので、あえて申し上げますが、私個人の認識としては、今回の道の駅の駅長の解雇については不当解雇であるという認識を持っております。

その理由は、一定期間の定めのある契約については、会社からの解雇は期間

中原則はできないものとなっております。やもを得ない理由があれば、そういった場合のみ可能でありますけれども、当然、その場合には解雇予告が必要であるということで付記されてあります。そしてまた、労働基準法で定める解雇の中には、ご存知とは思いますが、3つの解雇がありまして、普通解雇、懲戒解雇、それと整理解雇ということになります。これのどれに当たるのか非常に微妙ではあると思いますが、今回の件に関しては、その理由とされる部分、その部分について非常に曖昧である、というのは、支配人、駅長という立場において労働契約上どういった契約をされているのか、また、就業規則の中でどのような定めをして就業していただいているのか、そういった部分をお互い認識していなかったという点に一番の問題があるかと思えます。

採用してからも特に労働契約もなされていないと、詳細にわたってのその権限、そういった契約等も行われていないという現状にある中で、では、駅長、支配人としてどこまでの権限があるのか、何をどこまで自分の裁量で行っているのか、そういった部分についても具体的な説明がなされていないのかというふうに感じられます。

その解雇理由の中に、無許可で公印を使用しということでもあります。これについては、現監査役が監査に就任した時に警鐘をならしていたそうでもあります。公印の管理がずさんではないかということで指摘をさせていただいていたということで伺っております。今現在、どのような管理をされているのか、私が知るところ5月中旬ぐらいまでは、今まで同様、道の駅の事務所の方に管理させていた。当然、誰しものが持ち出して押せるような状態で補完されているというような現状にあるようでもあります。監査委員からの指摘にも関わらずそういった状態で管理をしておきながら、その無断で使用したと云々という解釈はどうなのかなというふうにも感じられます。

そしてまた、物品購入等、そういった部分についても触れられております。確かに金額的には高額で許せる範囲なのかどうかという部分もあろうかと思えますが、これについてはも、先ほど申し上げたとおり駅長のその権限、裁量という部分で説明がなされていないということで、駅長は自分の範疇でできるものという認識でやっていたように感じられます。個人的な流用したわけでもなく道の駅のためを思って、観光物産のためをもってやられたことが裏目に出たというような状況にもあるように思われます。これについては、やはり社長としての管理義務、指導義務に問題があるかと思えますので、駅長云々というよりも、やはりそこは社長として指導していかなければならない、管理していかなければならない部分、これがすぐ解雇に当たるかとなれば、解雇には当たらないという見解になろうかと思えます。

そして、問題のケヤキの切断ということで書かれてはおりますが、これも所

有者の許可を得ずということであたわれているようでありますが、実際には相談もかけているし、許可めいたものも自身では認識していたという部分がありますので、非常にこういった部分で、その解雇理由と照らし合わせても合わないのではないのかなと。ましてや解雇するだけに理由に相当するかということで、労働基準の中で照らし合わせて再度検討する必要があるかと思われませんが、ここに関しては観光物産株式会社の話ですので、私議員個人としてどうこう言える部分ではありませんので、それに関しては割愛させていただきますが、しかしながら、その駅長の解雇云々でなくて、観光物産を上小阿仁の核としていろいろなものを販促または人を呼び込む政策を展開しようとしている中で、こうした状態で約3カ月営業進めて何の影響もないはずはないと思うのです。

これについても、具体的にどういった方向で再建していくのか、そういった部分も本来であれば説明していただかなければならないのではないのかなというふうに思うのですが、この後、佐藤議員の方にも質問があるようですので、同じような質問でお話するのもなんですが、今後の運営については、やはり支配人、駅長の契約上の責任をしっかりと定め確立しておく必要があるのではないのかな。そしてまた、100%村の出資ではなく、今だからこそ、今収支のギリギリの部分にいるからこそ出資者を公募しながらある程度責任のある経営者、取締役を置いて経営をしていかなければならないのではないのかなというふうに感じるところであります。

これが赤字に転落してしまって、もう目途がたたないようになってしまえば誰もあえて出資する方はいなくなってしまう。本来であれば、もっと早期に対応しておくべきだと思うのですが、議会の方からも指摘はあったわけですが、前村長の時にも対応しきれない部分があったようで、現状にいたるわけではありますが、合わせて村の出資の取り扱いについて、その部分についても協議する必要があるのではないのかなというふうに思います。

村長が社長であるという組織的な部分、その部分の検討とその必要性、それについて今一度検討していかなければならないのではないのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。村長。

○議長（武石善治） 答弁の前に暫時休憩します。

14時45分 休憩

14時49分 再開

○議長（武石善治） 再会いたします。

○議長（武石善治） はい、村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） いろいろ情報がいろんなところから仕入れているようで

すけれども、それはそれとしてお聞きして置き、答える範囲は村長としての答の以外は答えることはできませんので、伊藤議員にもそういう形でお答えしております。

村長として、その街路樹の切断を知っていたかどうかということは、剪定ということで、前にも東北電力から直売所の上の剪定をしていただきました。そういった意味では剪定というのは、そういう上を電線につくところをやるのが剪定だと、私はそういう形で認識をいたしておりました。ということだけを申し上げておきます。

○議長（武石善治） 2番 長井君。

○2番（長井直人） 1回目と同じ回答なわけですがけれども、常任委員会の場で発言した発言の中では、そうは取れないですね。内容はお話したとおりですので、どうも3月常任委員会の場でその発言からしてみると、どうも議会に対してわざとそういった姿勢を見せたというようにしか取れないわけで、なぜ、あいう発言したのかなという疑問でしようがないんですね。見積りをもらっていて剪定するというのはわかっていれば、剪定するとは聞いていたけれども、あんなに切るとはというような発言があってもおかしくない。非常にその部分が疑問に残ってあえて伺わせていただいたのですけれども、村長から、そういったことでご回答をいただけないのであれば、それはそれではしようがないのかなと。

これからも議会に対してそういった姿勢をとられるのであれば、やはり審査過程においても本当の話なのか、どうなのか疑わざるを得ないような状況になりかねないと。これについては、担当課長に対しても非常に悪い姿勢になるのではないのかなというふうに感じられますので、この点について特に謝罪もしくはそういった配慮が欠けていたというような発言がないのであれば、非常に長としてどうなのかなというような部分が1点。

それと、あえて今一度申し上げますが、駅長のそういった部分での守秘義務云々よりも村長としての守秘義務に対して非常に疑問が残ります。実は診療所のドクター、前にいらっしゃった方の話でもあったのですが、役場の職員に守秘義務がなさ過ぎるということで、発言をして去られた方がいらっしゃいました。そういった部分、議員でしたら聞いていたとは思いますが、非常にそういった指摘があった中で長としてそういった事案が該当してしまっているという部分について非常に疑問に思います。これについてあらためて非常に難しいところではあるのですが、この点についても首長の方に裁量はお預けしたいと思いますが、非常に今回のこの案件については、社長として、村長としてというふうに逃げられるものではないのではないのかなと。

道の駅や観光物産に関する質問についても、村長としては答えられないという

ような回答では、村民は納得しないのではないのかなというふうに思いますので、やはり早期にそういった部分の解消も含めて説明ないしは行動でみせていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。終わります。

○議長（武石善治） 2番、全部終るとのことですか。終る前にひとつ休憩をとって、議員の方々、控え室の方へお願いしたいわけですが、よろしいですか。

では、3時05分まで休憩します。

14時55分 休憩

15時06分 再開

○議長（武石善治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（武石善治） 2番、さっき、終わりのようでしたが、いいですか。はい、2番 永井君

○2番（長井直人） 質問しても、村長として答えられる範囲ということで全く回答にはならないということですので、これ以上同じ質問しても意味はないというふうに思いますので、幸いにもこの後佐藤議員の質問にも、内容的には観光物産のことが入っておりますので、その場でまた再度佐藤議員の質問も伺いながら、今後また検討していきたいというふうに思います。そしてまた、ひとつだけ議長の方で配慮願いたいのは、やはり議会に対しての虚偽の発言、常任委員会、公式の場ではないのですが、そういった報告内容の部分で事実と違う回答をされていたという部分、それと駅長の守秘義務ということで、言葉を認めたわけではありますけれども、村長としての守秘義務について、やはり問わなければならないのではないのかなという部分があるかと思っておりますので、ここについては、議長の方にお任せしたいと思っておりますので、私の一般質問はこれで終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。